

坂戸市スポーツ施設利用ガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策)



令和2年6月22日
坂戸市教育委員会

国による緊急事態宣言の解除がなされた以降の本市公共施設の再開にあたり、市民活動の場の安全を確保するため、当分の間感染防止対策として、以下の施設を利用する際は、次の事項を遵守してください。

※ 坂戸市民総合運動公園・坂戸市健康増進施設サンテさかど

【密閉・密集・密接を徹底して回避】

- 1 密閉・密集・密接にならないよう、人の間隔を2m以上空けるなどの方法で施設を利用すること
- 2 活動前後のロビー等でのミーティングは控えること
- 3 利用時間内に整備等を終了し、次の利用者(団体)との接触を回避できるよう配慮すること
- 4 原則として1時間ごとに施設の換気を実施するとともに、終了時に必ず換気を行うこと
- 5 施設内での飲食(水分補給は含まない)は行わないこと

【感染防止対策の徹底】

- 1 マスク着用、咳エチケットを遵守すること
(運動時のマスク着用は、熱中症予防のため適宜はせず)
- 2 次に該当する方は施設利用ができません
 - 運動前に検温を実施し、発熱(37.5℃以上)や風邪の症状がある場合
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われている方がいる場合
 - 過去、14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方
 - その他新型コロナウイルス感染の可能性(症状)がある方
- 3 施設利用前後に必ず手指消毒、又は、せっけんでの手洗いを実施すること
- 4 活動後に、使用備品、ドアノブ等の利用した施設の消毒を必ず行うこと
(※消毒液は受付にて貸し出し)
- 5 高血圧、糖尿病等の基礎疾患のある方は利用を自粛する、又は事前に医療機関等に相談のうえ利用すること
- 6 大きな声での会話や声援をしないこと
- 7 ゴミは必ず持ち帰ること

(裏面へ続く)

【施設利用者の把握】

- 1 感染発生時の濃厚接触者を特定する必要があるため、代表者は利用者全員の連絡先を把握すること
(※必要に応じ保健所等の公的機関へ利用者の氏名等の情報を提供するため。)
- 2 利用日から2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、スポーツ推進課（049-283-1331 内線 594）へ速やかに濃厚接触者の有無等を報告すること

緊急事態宣言解除は決して安全宣言ではありません。「新しい生活様式」を各自が実践し、安全な環境下で運動ができるよう、利用する皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。